

天王町・昭和町・飯田川町

# 合併協議会だより

第7号 2003年12月

新市  
まちづくり  
基本目標

安心して楽しく健やかに暮らせるまち



# 小字名はいままでどおり 大字名は合併前に調整

平成十五年十一月十四日（金）飯田川町役場正庁において、第六回合併協議会が開催されました。協議会には、委員等二十一名が出席し、約五十人が傍聴しました。はじめに石川会長は「新市の名称、事務所の位置、財産の取扱いの部分で硬直状態となっているが、住民の町に対する思いと期待に添えつつ、意見の違う部分について可能な限り折衷案をさぐりながら三町合併のあるべき姿を協議していきたい」とあいさつ。住民説明会の概要など二項目が報告され、条例、規則等の取扱いなど五項目と継続協議となっていた新市の名称など五項目の協議が行われました。



## 協議事項

- 《継続協議》  
新市の名称について  
(名称の決定方法の確認)
- 《継続協議》  
新市の事務所の位置について  
(合併時の事務所の位置の確認)
- 《継続協議》  
財産の取扱いについて  
(財産及び債務の取扱い)

新市の名称など三項目については、第五回合併協議会で設置された小委員会の報告が行われました。その結果、具体的な調整案まで至らず小委員会で引き続き協議することになり、協議会においても継続協議といたしました。

## 小委員会の報告

新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会の初会議を十一月六日飯田川町役場において開催しました。三町の町長及び議会議長の六名で構成されている小委員会は、はじめに委員長、副委員長の選出を行い、委員長には後藤天王町議会議長、副委員長には、赤平昭和町議会議長と門間飯田川町議会議長が選出されました。基本三項目について協議をしましたが、最終確認まで至らず、引き続き協議することになりました。

- 《継続協議》  
議会議員の定数及び任期の取扱いについて  
(小委員会の設置について)
- 《継続協議》  
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて  
(小委員会の設置について)

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置する調整案で関連があることから、前回同様一括上程し協議しました。協議では「小委員会を設置しないで合併協議会で協議すべき」との発言があり、小委員会は設置せず、合併協議会で協議していくことを確認しました。

## 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについては、次のとおり確認しました。  
条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。  
合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。  
合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。  
合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

## 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについては、次のとおり確認しました。  
三町で構成している湖南地区衛生処理組合及び二町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。  
また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。  
三町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
三町が加入している秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。  
公平委員会事務については、合併の日の前日をもって委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により締結する。  
天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。

## ミニメモ

### 市長職務執行者

三町の町長は、合併の日の前日に失職することになります。新市の市長が選挙されるまでの間、市長の代わりとなって職務を行う人のことで、三町の町長の中から選ばれます。

### 専決処分

必要な時期までに議決または、決定を得るための議会を招集するいとまがないと認める時、首長が議会に代わって、案件を処理すること。



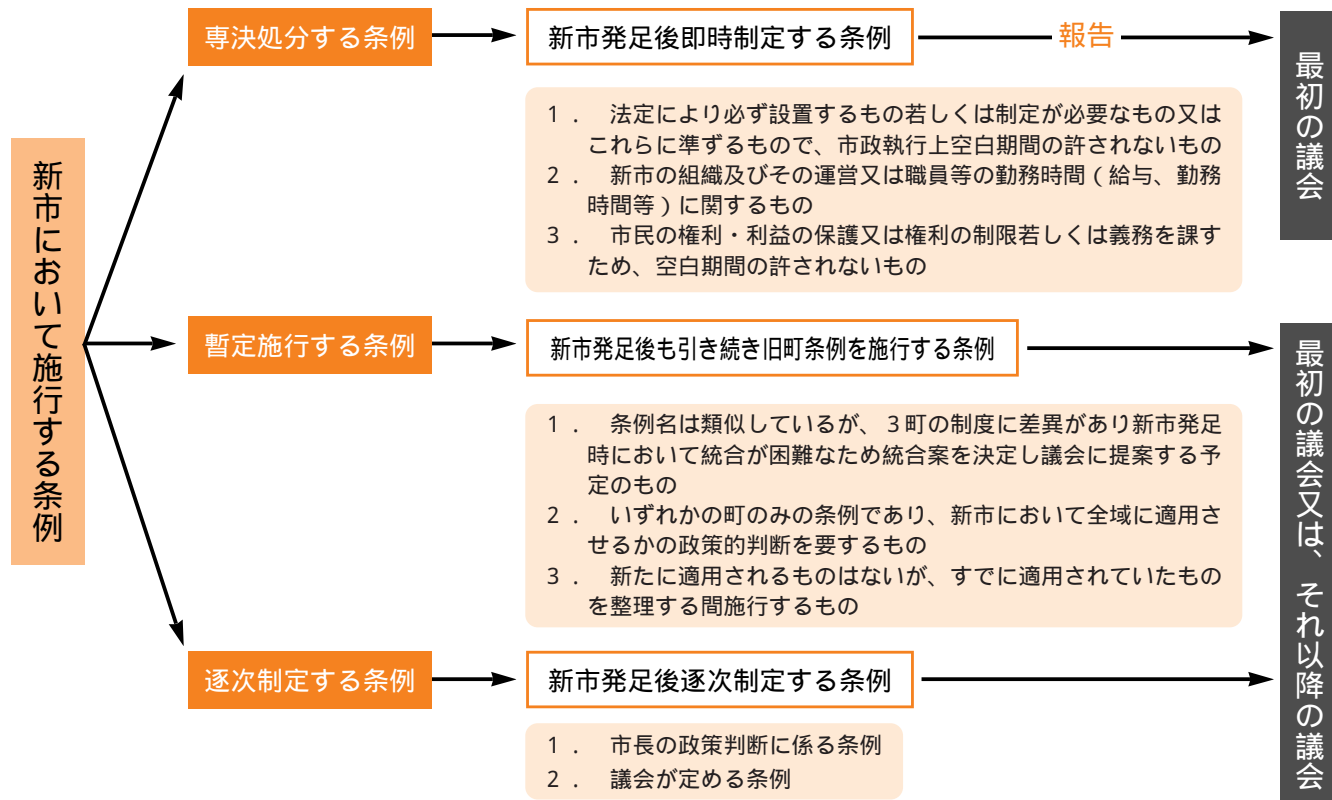
想定される具体的パターン

## 町名、字名の取扱いについて

町名、字名の取扱いについては、次のとおり確認しました。  
小字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において現町で調整する。

Q 市町村の法律ともいべき条例や規則等は、合併当日から必要になるとは思いますが、どのようにして制定、施行するのですか。

A 新設合併の場合は、3町の条例、規則等は、すべて効力を失うことになります。このため、新市の条例、規則等が制定、施行されるまでの間、従来旧町地域に施行された条例、規則等を新市の条例、規則等として当該地域に引き続き暫定的に施行することができるほか、必要に応じて新市の長の職務執行者が専決処分によって条例を制定するなどして、新市の発足の日に事務処理に不都合のないようにしておく必要があります。専決処分するもの、暫定施行するもの、逐次制定するものの区分については、次のとおりです。



## 新市消防団組織図



### 消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについては、次のとおり確認しました。

消防団は、合併時に統合する。なお、当面現町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする。

### 指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについて

指定金融機関、支払い等に関する業務の取扱いについては次のとおり確認しました。新市の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、銀行、農協、信用金庫及び郵便局を指定する。

### ミニメモ

#### 指定金融機関

地方自治法第二三五条及び同法施行令第一六八条の規定により、地方公共団体が公金の収納・支払の事務を取り扱わせるために指定する金融機関。

#### 地方自治法第二三五条

市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

#### 収納代理金融機関

地方公共団体の長が、指定金融機関の取り扱う収納事務の一部を代理して取り扱わせるために指定する金融機関をいう。



#### 第七回合併協議会

十一月二十八日（金）昭和町農村環境改善センターで開催されました。詳しい内容は、次回合併協議会だよりで紹介いたします。

#### 新市まちづくり講演会

十一月二十四日（月）昭和町羽城中学校視聴覚ホールにおいて開催されました。詳しい内容は、次回合併協議会だよりで紹介いたします。



# フォト・ギャラリー



天王町二田保育園



天王町追分保育園



天王町出戸幼稚園



天王町天王幼稚園



天王町追分乳児保育所



天王町湖岸保育園



天王町 私立東湖幼稚園



天王町 私立追分幼稚園



昭和町中央保育園



昭和町東保育園



昭和町西保育園



飯田川町若竹幼児教育センター

## information インフォメーション

第8回合併協議会は、平成15年12月19日(金)午後2時から天王町福祉センターで開催します。  
どなたでも傍聴できますのでお気軽においでください。